

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、免許人等以外の者が行う無線局の運用を、免許人等がする無線局の運用とするものを次のように定める。

なお、平成七年郵政省告示第百八十三号（免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則第五条の二に規定する免許人等（電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人をいう。以下同じ。）の事業又は業務の遂行上必要な事項について当該免許人等以外の者が行う無線局（放送をする無線局及びアマチュア局を除く。以下同じ。）の運用であって総務大臣が告示するものは、免許人等から無線局の運用を行う免許人等以外の者（以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているもの（法及びこれに基づく命令の定めるところにより、無線従事者の配置を要する場合には、無線従事者の適正な配置が確保されているものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

一 スポーツ、競技、レクリエーション、教養文化活動等の用に供する建物その他の施設（免許人等

が設置又は管理するものに限る。以下この号において同じ。）において、建物その他の施設の利用者である運用者が行う無線局の運用であつて、免許人等が運用者による当該無線局の運用を認めているもの

二 教育、職業訓練等の事業又は業務の用に供する無線局（免許人等が設置又は管理する建物その他の施設において運用するものに限る。以下この号において同じ。）を、児童、生徒、学生、受講者等である運用者（法第五条第一項から第三項まで（登録局にあつては、同条第三項に限る。）の規定の適用を受ける者を除く。以下この号において同じ。）による運用であつて、免許人等が運用者による当該無線局の運用を認めているもの

三 免許人等が運用者に専ら非常時又は緊急時の措置をとらせるために開設する無線局（次に掲げるものに限る。）の、運用者による運用であつて、当該運用が、専ら法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるもの

1 旅客を運送する事業又は業務の用に供するため、列車、自動車その他の陸上を移動するものに免許人等が開設する無線局

2 免許人等が設置又は管理する建物その他の施設において使用するために免許人等が開設する無線局

四 免許人等と運用者（法第五条第一項から第三項まで（登録局にあつては、同条第三項に限る。）

の規定の適用を受ける者を除く。以下この号において同じ。）との間において、無線局を開設する目的に係る免許人等の事業又は業務を運用者が行うことについての契約関係がある場合における当該無線局（移動局（ラジオマイクの局を除く。）にあつては、免許人等が、次に掲げる事項を記載した一覧を作成し、適切に管理しているものに限る。以下この号において同じ。）の運用

- 1 運用する無線局の免許又は登録の番号
- 2 包括免許又は包括登録により開設している無線局にあつては、無線設備の台数
- 3 運用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 4 運用者の連絡先
- 5 運用者による運用の期間

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

免許人（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げる要件に適合するものとする。ただし、第二号の立ち会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立ち会いを要しないこととする。

一 運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。

二 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立ち会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。

三 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号又は呼出名称を使用するものであること。

○平成七年郵政省告示第百八十三号（免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を次のように定める。

昭和六十年郵政省告示第七百三十五号（無線局の免許人以外の者が行う無線局の運用であつて、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）は、廃止する。

免許人又は登録人（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十三に規定する登録人をいう。以下同じ。）から無線局（放送をする無線局を除く。以下同じ。）の運用を行う免許人又は登録人以外の者（以下「運用者」という。）に対して、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているものであつて、次に掲げるものとする。

一 その無線局がスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の施設を利用者に提供する業務を遂行するために開設する無線局であるもの

二 アマチュア局であつて、次の各号に掲げる運用方法によるもの

1 運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。

2 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立ち会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。ただし、運用しようとする社団であるアマチュア局の免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立ち会いを要しない。

3 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号又は呼出名称を使用するものであること。

三 免許人又は登録人と運用者との間において、その無線局を開設する目的に係る免許人又は登録人の事業又は業務を運用者が行うことについての契約関係があるもの（その無線局が移動局（ラジオマイクの局を除く。）の場合は、免許人又は登録人が当該無線局の無線設備を実際に操作する者に対して、別表に定める証明書を携帯させているものに限る。）

別表

無線局運用証明書

運用者の住所及び氏名 (注1)	
運用する無線局の免許の番号 (注2、6)	
運用する無線局の目的	( ) (注3) 事業 (又は業務)
運用する期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

上記のとおり、( ) (注1, 4) が免許 (注6) を受けている無線局を ( ) (注1, 5) が運用していることを証明します。

平成 年 月 日

免許人 住所  
氏名 (注1)

注1 氏名については、法人又は団体の場合はその商号又は名称を記載すること。

注2 免許の番号については、無線局の免許状に記載されている免許の番号を記載すること。

注3 事業 (又は業務) については、無線局を開設する目的に係る事業又は業務を記載すること。

注4 免許人の氏名を記載すること。

注5 運用者の氏名を記載すること。

注6 電波法第27条の18の規定により登録を受けた無線局にあつては、表中「免許の」とあるのは「登録の」と、「が免許」とあるのは「が登録」と、「免許人」とあるのは「登録人」と、「免許状」とあるのは「登録状」と読み替えるものとする。